

第1章

はじめに



第1章 はじめに

1.経緯

高浜市では、平成16年(2004)に「第1次高浜市生涯学習基本構想・基本計画」を策定し、「自分づくりがまちづくり 自分発見!できるまち」を基本理念として、生涯学習社会の実現に向け、自らを磨く、地域社会を高める、創造性を育むといった観点の取組みを展開してきました。

平成24年(2012)には「第2次高浜市生涯学習基本構想・基本計画」を策定し、「学び合い力を合わせて豊かな未来を育もうー「まなび」でつなぐ 大家族たかはまー」を基本理念として、子どもへのアプローチに重点を置くとともに、学びの成果を人づくりやまちづくりへ還元していく、学びと行動が循環しあう生涯学習への転換を目指してきました。

この度「第2次高浜市生涯学習基本構想・基本計画」の計画期間が満了となることから、新たな生涯学習の基礎(方針)となる「第3次高浜市生涯学習基本構想・基本計画」の策定を行います。

なお「第3次高浜市生涯学習基本構想・基本計画」の策定にあたっては、社会教育委員会や各事業(会議体)で現状・課題把握を行ったほか、第7次高浜市総合計画策定に係る「高浜市の未来を描く市民会議」で出た意見なども参考にしながら、市民の皆さんと一緒に計画づくりを行いました。



2.位置づけ

人口構造の変化、デジタル化の到来といった社会潮流の変化を見据え、今後の高浜市における生涯学習・文化・スポーツの推進にあたっての基本的な考え方や取組み方向性を、「第3次高浜市生涯学習基本構想・基本計画」として策定します。

「第3次高浜市生涯学習基本構想・基本計画」は、高浜市の市政運営の根幹となる計画である「第7次高浜市総合計画」の個別計画という位置づけです。

また、教育基本法第17条第2項に定める教育の振興のための施策に関する計画のうち、生涯学習・文化・スポーツ分野を中心にとりまとめたものであり、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に定める「子ども読書活動推進計画」、文化芸術基本法第7条の2第1項に定める「文化芸術推進基本計画」、スポーツ基本法第10条第1項に定める「スポーツ推進計画」の内容も併せ持っています。

3.構成と期間

「第3次高浜市生涯学習基本構想・基本計画」は、高浜市が今後目指す生涯学習・文化・スポーツの基本的な考え方をまとめた「基本構想」と、構想実現に向けた取組みの方向性である「基本計画」によって構成します。

「基本構想」の計画期間は、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10年間とします。また、「基本計画」については、策定後の諸情勢の変化や取組みの進捗状況を踏まえて見直しができるよう、「第7次高浜市総合計画」の基本計画の計画期間に合わせ、前期（5年）・後期（5年）とします。

年度 暦年		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
第7次高浜市 総合計画	基本構想 市の将来像・基本 目標を定めたもの	10年 令和5年度（2023）～令和14年度（2032）									
	基本計画 今後取り組むべき 基本施策を 定めたもの	前期（5年） 令和5年度（2023）～令和9年度（2027）					後期（5年） 令和10年度（2028）～令和14年度（2032）				
第3次高浜市 生涯学習基本構想	基本構想 市の生涯学習・ 文化・スポーツの 基本的な考え方	10年 令和5年度（2023）～令和14年度（2032）									
	基本計画 構想実現に向けた 取組みの方向性	前期（5年） 令和5年度（2023）～令和9年度（2027）					後期（5年） 令和10年度（2028）～令和14年度（2032）				

4.推進体制

推進にあたっては「高浜市教育基本構想・高浜市教育大綱」や「高浜市子ども子育て支援事業計画」「高浜市第4次地域福祉計画」といった他の計画とも連携・整合を図りながら、取り組んでいきます。

なお、生涯学習・文化・スポーツは行政だけが担うものではなく、市民・団体・事業者・関係機関など、多様な主体と連携・協力しながら推進していくことが不可欠です。各まちづくり協議会が策定している小学校区単位のまちづくり計画「地域計画」も踏まえて推進していきます。

